

## 排除か共生か—高齢万引き再犯者への対応

桜美林大学教授（倫理学）坂井昭宏

キーワード：リベラリズム、リバタリアニズム、コミュニタリアニズム、割れ窓理論、ゼロ・トレランス、自尊感情、

### はじめに

本稿では、高齢万引き再犯者に対して私たちはどのように対応すべきかについて、主として倫理的な観点から考えてみたい。「排除」と「共生」というのは、現在の私たちに選択可能なその二つの選択肢である。前者は徹底した不寛容政策であり、後者は私たちに本来の意味での寛容とそれに見合う新しい社会のあり方を要求する。それは、一言で言えば、誰もがけっして自尊感情を失うことなく、誇りを持って生きてゆくことのできる社会である。

しかしながら、この点について、本稿はこれ以上の具体的な提言をなすわけではない。その最大の関心は、むしろ、我が国にも浸透しつつある犯罪者の排除と厳罰化の傾向に警鐘を鳴らすことにある。

### 1. 住み善い社会の「住み善さ」を問うこと

さて、倫理学の根本問題は俗にいうソクラテスの問い、すなわち、「人はどう生きべきか」という問いにあるが、この問いには個人として「どういう生き方が善い生き方なのか」という問いと同時に、私たち自身の生きる場としての国家や社会について、「どういう社会が望ましい善い社会か」という問いも含まれる。言うまでもなく、「犯罪が少ない」「市民が犯罪の被害者（加害者）となることが少ない」ということは、望ましい社会、住み善い社会の条件の一つである。このようなコンテキストでは、「犯罪を少なくするのはどうしたらよいのか」「犯罪が少ない社会は、どうして犯罪が少ないのか」も、倫理学の研究課題になり得るわけである。

こう言うと、「犯罪を減らすには警察が厳しい取り締まりを行えばよいのであって、倫理学者が介入する必要などない」という反論が聞こえてくる。言い換えれば、犯罪のもっとも効果的な抑止対策は、警察が犯罪者をすべて検挙し、裁判所が刑法に従ってそうした人々に厳正な刑罰を与えることである（抑止刑論）。少なくとも、犯罪者は刑務所に収監されている間は犯罪を犯すことはできないし、懲役という苦痛に懲りて二度と同じ行為を繰り返そうとはしないだろう（特別予防）。また、一般市民は刑罰を恐れて犯罪には手を出さないであろう（一般予防）、というのである。

しかし、『平成21年版 犯罪白書』によれば、一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は平成9年から増加傾向にあり、平成20年では41.5%を占め、万引きの同一罪名有前

科者率（成人）は20.4%であった(1)。他方、警視庁の万引被疑者調査では高齢者の55.9%（万引き35.3%）、成人60.8%（万引き31.1%）が何らかの犯歴をもっている(2)。さらに、同調査によれば、万引の検挙率（実際に万引きをして店頭で捕えられ、警察に引き渡された者の割合）は2割強と推測される(3)ので、実際の再犯率はこれよりも相当に高いと見て間違いはない。少なくとも再犯者に関するかぎり、刑罰による威嚇は犯罪抑止策としては有効ではない。

一般的にいえば、近代国家はどこでも似たような警察と裁判所の制度（刑事司法システム）を備えているが、犯罪の多い国家（社会）と犯罪の少ない国家（社会）がある。もちろん、国（地域）による警察や裁判所の制度の違いも無視できないが、この刑事司法システムの外部にも犯罪の「起こりやすい・起こりにくい」を決める要因がありそうに見える。いうまでもなく、政治情勢、経済条件、市民の規範意識等である。このような観点から、倫理学者は「善い人生の善さとは何か」と同様に、「善い社会の善さとは何か」と問うのである。

実をいうと、ここにすでに現代倫理学の重要な係争点が隠されている。というのは、各個人が自分の問題として「どのような生き方が望ましい善い生き方であるか」とか、「善い人生の善さはどこにあるのか」と問うのは自由であり、ある意味で当然である。しかし、どのような生き方を「善い」とするかは個人（の価値観）によって異なるし、自分の生き方について他人にとやかく言われる筋合いはない。反対に、各個人は自分の好きなように生きる権利を持っている。また、現在の価値多元的社会にあつて、すべての人が善い生き方の「善さ」について何らかの合意に達することはありえない。善い生き方に関する特定概念をすべての人に強制することは、むしろ不正というべきである。この意味で、国家は道徳的に中立でなければならない。リベラル派はこう主張する。

さらに、「善い社会の善さ」を問うことは、必然的に善い社会の「善さ」に関する特定概念を、その地域の住民すべてに強制すること、言い換えれば、それ以外の「住み善さ」の概念に従って生きている市民の生き方を規制し排除すること（法による道徳の強制）にほかならない(4)。これはけっして許されることではない。これが現在の私たちの常識的な考え方、リベラルな考え方ではないだろうか。まず個人の自由に生きる権利（自律原則）があつて、憲法や法律はこの権利を保護するために制定されるべきである。その上、各種の法的規制、とくに警察の治安維持活動は、可能な限り最小限に留めるべきである。具体的には、他人に危害を及ぼす行為にのみ限定されるべきである（他者危害排除の原則）、というのである(5)。

## 2. リベラリズムとコミュニタリアニズム

こうした考え方をもっともよく代表するのが、J・ロールズの『正義論』(*A Theory of Justice*, 1971: revised edition, 1999)である。周知のように、ロールズはもっとも公正な国家の基本構造（正義の諸原理）を論ずるに際して「原初状態」を想定し、そこは「無知のヴェール」

で覆われているとしたが、契約の当事者である各個人は、そのヴェールの下でたんに自分の社会的地位や資産、生来の才能、知力・体力、性格だけでなく、「善の構想、すなわち自分の合理的な人生計画の詳細」(6)をも知らないとされている。

さらに、ロールズは以下のように論じている。「あらゆる点を考慮して、どの道徳的判断が真であるかということは、政治的リベラリズムにとって問題ではない。政治的リベラリズムがあらゆる問題に取り組むのは、それ自身の限定された観点の内部からである。」道徳的あるいは宗教的な「教義上の深刻な対立が解決されないという条件で、公正で自由な社会はいかにして可能か」(7)。これが政治哲学としての政治的リベラリズムに固有の問題である。「十分な理性をもつ良心的な人びとが自由に討論した後でさえも、全員同じ結論に達することは期待できないという条件の下において、私たちのもっとも重要な判断の多くがなされるのである」(8)。現代倫理学では、ロールズのこのような考え方は「善に対する正(義)の優位」という標語で理解されている。

また、平等主義的なリベラリズムを提唱する R・ドゥウオーキンは、「その構成的な道徳は平等の理論であって、それは人生において何に価値があるかに関するさまざまな理論に関して、公権力が中立であることを要求する」(9)と述べている。おそらく、現在の日本人の多くは、こうした自由主義的個人主義に基づいて養育され、自己を形成して来たのだろうと思われる(10)。

他方、NHK テレビ放送「ハーバード白熱教室」で有名になったマイケル・J・サンデル教授は、コミュニタリアニズムを代表する哲学者の 1 人であるが、ロールズ流のリベラリズムを批判して、正義を論ずるに際して善の考察が不可欠であると主張する(11)。サンデルによれば、正義には三つの考え方がある。「第一は功利主義で、正義とは功利と福利を最大化すること—最大多数の最大幸福—を意味する。第二の考え方では、自由市場で人びとが行う現実の選択(リバタリアンの見解)であれ、平等な原初状態において人びとが行うはずの仮説的選択(リベラルな平等主義者の見解)であれ、正義は選択の自由の尊重を意味する。第三の考え方では、正義には徳を涵養することと共通善について判断することが含まれる」(12)。

サンデルの言うには、自由に基づく二つの理論はある種の権利が基礎にあり、それが尊重されるべきだという点では一致する。「だが、尊重に値する権利を選び出すことをせず、人びとの選好(preferences)をあるがままに受け入れる。われわれが社会生活に持ち込む選好や欲求について、疑問や異議を差し挟むよう求めることない。自由に基づく諸理論によれば、われわれの追求する目的の道徳的価値も、われわれが送る生活の意味や意義も、われわれが共有する生活の質や特性も、すべては正義の領域を超えたところにある。私には、これは間違っていると思われる。……公正な社会を作り出すには、善良な生活の意味をわれわれがともに考え、避けられない不一致を受け入れられる公共の文化を創り出さなければならぬ」(13)。

たとえば、大学という制度や結婚という実践の目的(テロス)と、それがもたらす善に

関する共通の理解なしに、積極的差別是正措置や同性婚の問題を解決することはできないということである。昨年6月までの東京都青少年育成条例改正に関わる騒動（「非実在少年」）との関連で言うなら、サンデルは成人向け映画館の規制に関するアメリカ合衆国最高裁判所の判例を、性道徳に直接言及せずに「二次的影響のみに関する「道徳的に中立的な判断」に依拠して正当化するのは困難である」と批判している(14)。つまり、国家は道徳的に中立ではありえないし、あるべきではないというのである。

ここで、これ以上の紹介は不必要であろう。「善い生き方の善さ」や「善い社会の善さ」など「善さ」に関わる問いはすべて、ロールズ流のリベラリズムでは個人的な選択に委ねられ、公共の議論の主題にはなり得ないとされてきたが、サンデルのコミュニタリアニズムの立場からするなら、重要な社会的問題を適切に解決するには、「善い社会の善さ」に対する問いを避けて通ることはできない(15)。

### 3. 警察活動の二つのタイプ

もう一つ、「犯罪をもっとも効果的な抑止対策は、警察が犯罪者をすべて検挙し、裁判所が適切な刑罰を与えることである」という考え方に関して、触れておかなければならないことがある。このような考え方は、警察活動を狭い意味での刑事警察にのみ限定し、それを「司法刑事システムの前工程」(front end of the criminal justice system)として位置づける考え方に結びついている。「被逮捕者が警察から検察、裁判所など転々とする」ことから、少なくとも犯罪者にとってこの手続きは一つのシステムのように見えるに違いない(16)というのである。

また、この考えは上述のリベラリズムとよく調和している。公権力のプライバシーへの介入は、他者危害排除を目的とする場合のみ許されると主張するからである。したがって、強硬なリベラリズムの立場に立つと、地下鉄での物乞い行為を禁止することは、宗教の布教活動の禁止と同様に、表現の自由に対する抑圧であり、不正であるということになる。

実際、ニューヨーク市交通局の地下鉄での治安維持規則に対して、1989年11月、2人のホームレスと支援団体（ニューヨーク自由人権協会）は、この規則によって地下鉄でのホームレスの言論の自由が侵害されたとして、連邦地方裁判所に告訴（Young vs. New York City Transit Authority）した(17)。初審は原告勝訴であったが、ニューヨーク市交通局は控訴し、第2連邦控訴裁判所は地方裁判所の判決を覆して、地下鉄におけるすべての物乞いを禁止するとともに、限られた区画における組織的な慈善活動を許容するという交通局の規制を支持した。この事件の顛末を、『割れ窓理論による犯罪防止』の著者G・L・ケリングとC・M・コールズは以下のように総括している。「判事は連邦地方裁判所の判断は「共通善を多大な犠牲にして、乞食と物乞いの個人的権利だと主張されるものを不当に重んじている」としたのである(18)。

以上から、二つのことが理解できる。まず最初に、近年、効果的な刑事政策として「割れ窓理論」(Broken Windows Theory)が注目を集めているが、これは割れ窓を放置する

と、その周囲の環境が徐々に悪化して行くように、小さな違反を放置することが大きな犯罪に繋がるという考え方に基づいている。この理論の提唱者であるケリングとコールズは、警察活動をたんに「刑事司法システムの前工程」としてではなく、むしろ広く地域の治安維持活動を基軸とする「コミュニティ・ポリシング」として理解していたことである。

ケリングとコールズは、コミュニティ・ポリシングの基本的要素として「幅広い警察機能に対する信念」をあげ、それは「重罪に対応する法執行以上のものを包含する」としている。「警察の仕事には、平和や公共の秩序の維持、憲法上の自由の保護、安全の確保、紛争の解決、危険な状態にある者や自助できない者の援助、市民やコミュニティを危険にさらす問題の管理が含まれている。……歴史的に言って、警察は常にこうした多くの責務を負ってきた。それは犯罪を予防し、市民とコミュニティを保護するためになくてはならないものであった」(19)。

実際、警察活動の目的がいわゆる重罪犯罪者の逮捕(指数治安の改善)だけであるなら、刑事警察に特化することはその最善の手段であると言うことがであろう。しかし後述のように、体感治安の向上にはそれだけでは十分と言えない。ここに、コミュニティ・ポリシングに注目せざるを得ない理由がある。

しかし、ここに重大な問題がある。刑事司法システムの前工程としての警察は、ただ犯罪を起こるのを待っているだけであった。他方、コミュニティ・ポリシングへの転換は、それに伴う秩序維持と問題解決への関与とともに、はるかに積極的で干渉的な警察戦略への移行を意味している。秩序維持活動によって、警察は市民と日常的に多くの接触を持つようになる。問題解決活動は事件だけでなく、事件を生み出す「問題」をその歴史や予想される将来とともに明らかにしようとする(20)。「秩序維持と同様、問題解決は警察を受身的姿勢から予防的姿勢へ、すなわち次の事件・無秩序・犯罪・傷害を止めさせることへと変化させる。……秩序維持や問題解決に主眼を置いたコミュニティ・ポリシングは、伝統的な911番警察活動よりも「本質的に」積極的かつ干渉的である。」(21)。

言うまでもなく、このような警察権力の行使は、コミュニティ住民の多数派の価値観をマイノリティに強制すること、言い換えれば、彼らの人権を抑圧することになりかねない。しかし、権利を絶対的な「切り札」(trump)として理解するなら、権利の衝突は「万人の万人に対する闘争」に転落しかねない。サンデルは「権利を承認するかどうかは、「それが何か重要な人間的善を促進するか」で決まる」(22)と述べている。同様に、イギリスの法哲学者ジョセフ・ラズによれば、「共通財(common goods)は、誰かの権利に奉仕しなくても義務が存在することのとくに顕著な例であり、そこで我々はいかなる権利や義務の正当化も、善についての広範な理論に埋め込まれていることを明瞭に見てとることができる」(23)。言うまでもなく、治安はすべての共同体にとって基本的な共通財の一つである。

## 5. 割れ窓理論とゼロ・トレランス

割れ窓理論に立脚する警察活動に関して指摘すべき第二の点は、その主要な反対者はリバタリアニズム (libertarianism) と呼ばれる倫理学説を支持する人々であったということである。上述のように、リバタリアンは自由と人権の擁護者を自認するのであるが、犯罪が増加するとその自己責任論によって厳罰主義へ、いわゆるゼロ・トレランス政策へ傾斜する傾向が見られる。具体的に言えば、死刑、三審アウトの拘禁政策、刑務所の増設、警察官の増員、街頭パトロールの強化などである。わが国では、死刑存置論の高まりや相次ぐ少年法の改正 (24)、本稿の主題との関係で言えば、刑法改正による窃盗犯への高額罰金刑 (平成 18 年 5 月施行) が、これに対応するように思われる。

「ゼロ・トレランス」という概念には、イギリスの社会学者 J・ヤングによれば、次の要素が含まれる (25)。

- (1) 犯罪や逸脱に対する寛容度の低下。
- (2) 目的達成のために懲罰を利用し、過激な手段を用いることも辞さない。
- (3) 礼儀や秩序、市民道徳の水準を、知られうる限りの過去まで戻す。
- (4) 市民道徳に反する行為と犯罪が連続したものと見なされ、「生活の質」を維持するための規則を破ることは、重大な犯罪につながっていると見なされる。
- (5) 市民道徳に反する行為と犯罪には関係があり、市民道徳に反する行為を監視しておかなければ、さまざまな形での犯罪が増加すると信じられている。
- (6) この考えを広げるために、同じテキストが何度も繰り返し言及される。言うまでもなく、「割れ窓」 (Broken Window) である。

しかし、ケリングとコールズは彼らの著作 (邦訳序文) で、明確に「割れ窓理論をゼロ・トレランス政策と等置するのは誤りである」 (26) と反論している。

割れ窓理論がゼロトレランス政策と同一視されるに至ったプロセスについて、L・ヴァカン以下のように書いている。「ニューヨーク地下鉄のセキュリティー部門責任者で、のちに NY 市警本部長に昇進したウィリアム・ブラットン、警察業務を再編成した際に、これ [割れ窓理論] を犯罪学的な論拠として大いに活用した。…ウィリアム・ブラットンが採用した戦略は、「コミュニティ・ポリシング」や「問題解決中心型警察活動」の対極に位置する「不寛容型警察活動」を応用したものであった。…ブラットンは、ボストン市警本部長時代には「コミュニティ・ポリシング」で実績を上げた経歴があるが、この方法に見切りをつけ「ゼロ・トレランス」理論を選んだ」 (27)。

他方、ヤング自身はブラットンがある講演会 (1997 年 7 月) で「自分はゼロトレランス概念とはまったく関係がないと言い切ることから講演を始めた」と証言している。割れ窓理論とゼロ・トレランス政策との繋がりには不明な点が多いが、ヤングはゼロ・トレランス政策は犯罪問題を根本から解決するものではなく、「それで戦いに勝つことはない」 (28) と述べている。この見解は傾聴に値する。というのは、犯罪者を社会から隔離し排除することは、彼らの人間としての尊厳を損なうからである (29)。

以上で、本論の主題「排除か共生か」の理論的準拠枠が明らかにできたように思われる。

犯罪者を社会から排除しようとする傾向があるのは、リバタリアニズム（とりべラリズム）の信奉者である。両者は個人の自由な選択（自己責任）を絶対視し、犯罪者を事後的に処罰することにしか関心がないからである(30)。しかし、ラズの言うように、「(人格的)自律は複数の善の間の選択肢を要求する。善と悪との選択では足りない」(31)。自己の飢えを満たすために、スーパーで食料品を万引きせざるを得ない状況に置かれた高齢者には、本当の意味での自律はありえない。その人の責任を問うと同時に、社会の側にもなすべき多くのことがある。また、市民が犯罪行為を選択することがないように育成し、犯罪を犯した後でも、それが比較的軽微な犯罪であるなら、法的制裁を受ける前に、あるいはその後と同じ共同体の中で更正の道を歩ませることはできないのか。これが本稿の立場である。

## 5. 万引きの現状—認知件数の高止まり

もう 10 年ほど前のことであるが、「安全神話の崩壊」ということが喧伝された。それまで日本は世界で一番犯罪の少ない安全な国だと言われていたのに、平成 8 年から犯罪認知件数が急増し、平成 14 年には 284 万件（戦後最高）に達した。それで、平成 15 年に（小泉内閣のとき）犯罪対策閣僚会議が設置され、その年の 12 月に「犯罪に強い社会実現のための行動計画」が策定された。このような犯罪抑止対策はかなりの成果を上げ、平成 15 年から昨年に至るまで、犯罪認知件数は 7 年連続で減少している。

しかし、万引きに関しては事態はまったく逆である。万引きの検挙・補導人員（全国）は平成 13 年（100,340 人）に 10 万人の大台に乗り、平成 17 年がピーク（121,914 人）で、平成 21 年は 113,083 人である。東京都はさらに典型的で、平成 12 年から 14 年までは 6,000 人代だったのであるが、平成 15 年 8,706 人、平成 16 年に 1 万人台（10,738 人）を越え、平成 17 年（13,173 人）から平成 19 年（13,656 人）までは 1 万 3 千人台、平成 20 年（12,695 人）で少し減少したのであるが、平成 22 年 12 月末で 16,128 人に達している(32)。

要するに、各省庁の協力体制の下で警察庁や警視庁などの各県警が協力に推進した犯罪抑止対策は相当の効果を上げたのに、もっとも軽微な犯罪の一つと言われている万引きには何の効果もなかった、ということである。

ここで、注意して欲しいことが二つある。第一に、万引きは殺人や強盗とは異なって非常に暗数の多い犯罪である。よく万引きが増えたとか、減ったとか言われるが、これは多くの場合、認知件数のことを言っているのであって、その実態はよくわかっていない。

第二に、犯罪を起こす人はごく少数であり、犯罪統計はそのミクロの世界を対象としているということである。今、都内での万引きによる検挙・補導人員は 1 万 6000 人に増えたが、東京都の人口は約 1,300 万人であるから、僅かにその 0.1231%に過ぎない。したがって、マクロな世界ではごく当たり前のことでも、ミクロの世界には必ずしも当てはまらない。具体的に言えば、警視庁調査では、高齢万引き被疑者（主婦を除く）の 71.1%、成人（主婦を除く）の 52.9%が「無職」で、「収入なし」は高齢者 63.7%で、成人は 52.9%

である。また、経済状態について「困窮」「やや困窮」と答えた高齢者 49.0%、成人 57.4% である。実際、犯行時に所持金のなかった高齢者は 18.6%、成人は 20.8% である。高齢被疑者の 18.6% が生活保護を受けている。成人でも 8.1% あるが、東京都の調査では生活保護受給者率は 3.6% に留まる。高齢万引き被疑者の生活保護受給率が異常に高い。

こうしたことから、高齢（および成人）万引き被疑者について「貧困」というイメージが浮かび上がる。高齢者の場合、目的物はほとんどが食料品 77.0%（日用品 7.8%、衣類 5.4%）であるから、「貧困」のイメージはいっそう増幅し強化される。問題はこの「貧困」の中味である。もしそれが毎日の食費を賄うだけの収入も資産もないという意味での貧困、「絶対的貧困」であるなら、高齢者に対する万引き防止対策は生活保護等の社会福祉の充実に尽きる。しかし、後述のように、実態はそうではない。

高齢者や成人の「孤独」（独身・独居・友達がいない）についても同様である。自分は「孤独だ」と思っている高齢者は決して少なくないと思われるが、万引きに手を出すのは同世代人口 10 万人のうちごく僅かにすぎない。「貧困」「孤独」は高齢万引き被疑者の一般的属性ではあるが、決定的な要因ではない。それゆえ、万引き対策に関しては、まず最初に「規範意識」ということを問題にせざるを得ないのであり、次は実際に犯罪が起こる（起こりにくい）社会環境の整備ということになる。

成人と高齢の万引き被疑者に関して、ここで注目すべきことは、少年に比べて再犯者が多いということである。高齢者の 55.9%（万引き 35.3%）、成人 60.8%（万引き 31.1%）が何らかの犯歴をもっている。少年では「非行歴あり」16.4%（万引き 5.6%）である。しかし、こうした数字はあまり信用できない。警視庁調査では、万引きが発覚し警察へ通報される確率は、ほぼ 2 割と推測されているからである。つまり、5 回に 1 回しか警察に突き出されることはないのが、万引きの実態である。ここから、成人と高齢者の万引き被疑者には「再犯」というイメージが強く結びつく。

先ほどの「貧困」の問題に戻るが、注目すべき点は「収入あり」と答えた成人 45.2% は高齢者 32.4% よりも多いのであるが、「資産あり」と答えた高齢者は 42.2% で、成人の 22.2% よりも遙かに多いという事実である。同様に、高齢者では「所持金あり使いたくない」48.0%、「所持金あり余裕がない」14.7% で、その差が 33.3 ポイントもあるのに対して、成人では前者 36.1% で後者 28.2% で、その差はわずか 8 ポイントである。「所持金あり使いたくない」と答えた高齢被疑者の金銭感覚には、何か歪んだところがある。

すでに指摘したように、犯行時に所持金のなかった高齢者は 18.6% であり、高齢被疑者で生活保護の受給者は 18.6% である。したがって、高齢被疑者の 2 割弱は「絶対的貧困」の状態にあると推測できるが、この種の「資産有り」「所持金あり使いたくない」と答えた高齢被疑者が、そうした状態にあるとは考えられない。こうした人びとは「相対的貧困」（必要最低限の生活を維持するだけの収入と資産はあるが、自分の欲求を十分に満たすには足りない）の状態にあるというべきであろう(33)。こうした人びとは、その人自身の規範意識や生活態度の有り様次第で、万引きに手を出さないことも十分に可能である。問題

は、そうした人びとの規範意識をどのように覚醒させるかである。

## 6. 初犯者の低年齢化と道德教育のあり方

ごく最近の動向として「初犯者の低年齢化」ということも指摘しておきたい。広報資料「万引き認知件数及び検挙・補導人員 前年同期比」（H22.12月末）によれば、検挙・補導人員で全体では平成21年14,819人から平成22年16,128人で8.8%（1,309人）増なのであるが、とくに小学生31.3%（136人）増（434人から570人）という数値がでてい

る。中学生は1,972人（4.3%減）、成人は10.0%増、高齢者7.7%増である。高齢者や成人はほとんどが単独犯であるが、少年被疑者については共犯の比率（「共犯あり」30.1%）が高いのが一つの特徴である。とくにこの傾向は中学生初犯39.2%と中学生再犯33.3%に顕著であり、小学生初犯でも18.9%は「共犯者あり」である。この点は小・中学生の万引き被疑者に対する対応においても、非行防止教育においても十分に配慮する必要がある。同様に、「計画性あり」と答えた高齢者5.9%、成人13.7%に対して、少年15.9%と順に高くなっている。

少年に対する万引き防止対策としては、まず第1に小中学校における非行防止教室と道德教育があげられる。現在の道德教育は、(1) 自分自身に関すること、(2) 他人との関わりに関すること、(3) 自然や崇高なものとの関わりに関すること、(4) 集団や社会との関わりに関すること、の四つの柱から成り立っているのであるが、そこには(1) 自分自身に関することの内容として、「自分を正しく愛し、尊重すること」が欠けているという批判がある。

「自己愛は、個性の尊重と向上のための前提」であり、また自分が向上すれば、「周りから褒められ、その結果、自己への信頼と尊重が増す」。反対に、「自暴自棄な傾向にあるものは、向上などしないし、周りから称賛されることもない」(34)。こうした意味で、自尊感情は道德的向上の基盤をなすというのである。また、「自尊心が形成されるには、何よりもまず帰属意識をもつ共同体（家族・地域など）の存在が重要である」(35)という指摘もなされている。

事実、文部科学省「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」報告書（平成17年10月）では、わが国の青少年の自己認識について、次のような調査結果が紹介されている(36)。

1. 時々自分が役に立たない人間だと思う。 日本 19.1%、アメリカ 12.8%、中国 9.2%
2. 自分に大体満足している。 日本 9.4%、アメリカ 53.5%、中国 24.3%
3. 自分は他者に劣らず価値のある人間である。日本 8.8%、アメリカ 51.8%、中国 49.3%

日本人青少年の自尊感情の低さは歴然である。その原因として、家庭、学校、地域等における人間関係の希薄化を指摘することは簡単である。しかし、リベラル的な「自立自助」「独立独行」「自己責任」に偏向した現在の道德教育にも、その責任の一端はあるというべきではないだろうか。「リベラリズムは徳の消費者である」（加藤尚武）という言葉は、じつに正鵠を得ている。

警視庁生活安全部少年相談専門職員の岡部享市は、東京万引き防止官民合同会議主催「万引き防止シンポジウム」（2010年12月）において、中学生約3,900人を対象としたアンケート調査の結果を以下のように報告している。非行抑止要因に関して、「法律で罰せられるから」と答えた少年の割合は、「人の傘を黙って借りる」「家のお金を持ち出す」などの問題行動の多いグループ（規範意識低群）の方が、問題行動の少ないグループ（規範意識高群）より高い。「法律で罰せられるから」万引きをしないということは、例えば、見つからなければ罰せられることはないから、万引きをしまおうという考えが生じやすい。一方、家族や被害者等に「迷惑をかけるから」、「良心が咎める」から万引きをしないという考え方は、規範意識高群の少年の割合が高い。こうした考え方はより自発的であり、規範意識高群の方が規範意識低群より規範意識が内面化されていると考えられる。

自己評価についてみると、ネガティブな評価である「自分はダメな人間だ」と答えた割合は規範意識低群の方が高い。一方、肯定的な自己評価は規範意識高群の方が高い割合を示しており、とくに「保護者から可愛がられている」（11.9ポイント差）、「友達から信用されている」（11.5ポイント差）の2項目では、規範意識高群の方が顕著に高い割合を示している。さらに、親との関係をみると、小学生時に「相談相手になってくれた」（16.0ポイント差）「気にかけてくれた」（11.3ポイント差）と答えた割合が、規範意識高群の方が低群より顕著に高い。

以上の考察から、岡部は以下のような結論を導いている。「問題行動の少ない少年は、問題を多く起こしている少年に比べ規範意識がより深く内面化しており、自分に対して肯定的な自己評価を持ち、保護者との心のつながりを強く持っている。」したがって、「万引きをしない少年を育てるためには、保護者をはじめとする周囲の人たちとの絆を強め、自分は周囲の人たちから愛されている、信頼されているという気持ちを実感することができ、どんな状況下でも左右されない規範意識がより深い心の内側に持てるようにすることか必要である」（37）。この結論はたんに少年ばかりでなく、高齢者の規範意識にも当てはまるように思われる。

## 7. 万引き蔓延の原因

万引きがこれほど蔓延してきた根本原因は、セルフ販売の一般化と大規模商業施設の急速な増加（万引きをする機会の著しい増加）にもかかわらず、(1)児童生徒の保護者、(2)教育関係者、(3)小売業者、(4)警察、(5)裁判所、そして私たち自身が事態を軽視してきたことにある。

「たかが万引き」「誰でもやっている」「金を払えばよいだろう」「被害金額が僅少だ」「お金さえもらえばお客様」「警察へ届け出るには人手が足りない」「子どものやることだから」「何で家の子ばかり」「子どもを犯罪者にするのは可哀想だ」「万引き如きにめくじら立てるな、大人気ない」。このような言い訳を並べると切りがない。それだけ、私たちが万引きを甘く見てきたということである。

ここでは、(5) 裁判所(司法=刑罰システム)を取り上げる。万引きのような被害金額の僅少な犯罪に対して、日本の司法=刑罰の制度はほとんど抑止機能を果たしていない。警視庁調査の調査項目に、再犯者に対して「初めて万引きで検挙された時の処分をどう思ったか」という設問がある。これに対して各年代とも「意外に軽かった」「何とも思わない」が5割(全体52.7%)を超えている。他方、「厳しく受け止めた」は全体で31.0%である。こうした数値を見ると、誰でももっと厳しく罰するべきだと考えたくなる。

実際、そうした考えに基づいて、平成18年5月以降、万引きを含む窃盗に高額罰金刑を課すことができるようになった。しかし、警視庁の調査では、そのことを知っている被疑者は全体の23.7%(249/1050)にすぎない。それどころか、成人再犯者の38.2%(34/89)は、それを知っていて犯行に及んでいる。残りの55人に知っていたら犯行を思いとどまったかどうかを聞いてみたい。答えは、おそらく、Noであろう。というのは、東京都における検挙者数は、平成17年から平成19年まで1万3千人台である。平成20年は12,695人で1,000人ほど減少しているが、認知件数は17,816件で平成17年(17,395件)よりも少し増えている。窃盗犯に対する高額罰金刑の採用は、現在のところ、期待された効果を発揮していない(38)。

これに関連して、「平成20年版 犯罪白書」第2部特集「高齢犯罪者の実態と処遇」には興味深い(間の抜けた)記述が見られる(39)。その最初の頁に「7-1-1 図 各手続き別・男女別高齢者数の推移」として、「①一般刑法犯検挙人員」(平成19年、男子33,266、女子15,350)、「②一般刑法犯起訴検挙人員」(平成19年、男子5,284、女子1,300)、「③新受刑者数」(平成19年、男子1,712、女子172)が図表で示されている。高齢者を「男子」「女子」と区分すること自体にどこかセンスのずれを感じるのであるが、それにもまして驚くのは、この図表で①一般刑法犯検挙人員は万の位の数値であるのに対して、②一般刑法犯起訴検挙人員と③新受刑者数は千の位の数値に減少していることであり、この事実について何の言及もなされていないことである。

要するに、平成20年の一般刑法犯として逮捕され検察庁に送られた高齢者(男女計)48,616人のうち、実際に起訴された者は(男女計)6,584人で、最終的に刑務所に収監されたのは(男女計)1,884人だったということである。残りの46,732人は、いわば門前払いで放置されている。刑務所にも収容人員の枠(限度)があるから、これは当然の措置とも言える。しかし同時に、ここに高齢再犯者が何の社会的対策も講じられないまま(いわば、次の犯罪に向けて)放置されている状況を見取ることができる。

「平成19年版 犯罪白書」は、「総犯歴数別の人員構成比では、初犯者が71.1%を占めているのに対して、再犯者は、28.9%にとどまっている。ところが、総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は42.3%にとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は57.7%を占めている」(40)と指摘している。「約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われている」のである。再犯抑止が治安維持の絶対条件である。上述のような裁判所で門前払いを受けた人々が、「軽微」な犯罪(万引き、放

置自転車の乗り逃げ、ひったくり、車上荒らし、痴漢、下着泥棒、空き巣、落書き、公共施設の破壊等々の犯行予備軍を形成し、彼らの悪行が私たちの体感治安悪化の一因となっている。

他方、新聞報道で見る限り、現在の法務省の再犯者対策はもっぱら出所者を対象としていて、このように裁判所で門前払いを受けた人々は考察の対象にはなっていない。これがリベラルな国家における司法=刑罰のシステムの限界であり、この状況を克服するためには、何らかのコミュニタリアン的なアプローチが必要であろう。その具体的な方策の一つがコミュニティ・ポリシング（治安維持・問題解決行動）である。

## 8. 高齢万引き再犯者に対する対応

では、万引き等の軽微な犯罪の常習者、とくに高齢再犯者に対して、私たちはどのように対応すればよいのか。警視庁調査の質問項目「ルールやモラルに対する認識」では、高齢者（81.9%）も成人（82.3%）も「守らなければならない」と答え、その40%以上が「努力して立ち直りたい」（高齢者40.3%、成人43.8%）と答えている。「悪いことだと思っていなかった」と答えた者は高齢者でわずか1.9%、成人で4.4%である。ほとんどが万引きは悪いことだと知っている。

私たちにとっての重要な選択は、多くは万引き常習者と推測されるのであるが、こうした（更正を願っている）人びとが繰り返し犯行に及ぶのを待って逮捕し、厳罰によって社会から隔離するか。それとも、自分たちの同胞として共存の道を選ぶか、である。もちろん、再犯者であっても自分の過ちを心から悔いて、もうそういう悪行は繰り返さないと誓うなら、刑務所に入れて社会から隔離する必要はない。問題はそうした人々の規範意識をどのようにして覚醒させるかである。他方、何らかの仕方で更正させない限り、言い換えれば、現状のように放置しておくなら、そうした人びとはふたたびケチな犯罪を繰り返すであろう。行き着く先は、刑務所の民営化と「監獄ビジネス」の繁栄であろう(41)。

すでに見たように、岡部享市の報告によれば、規範意識（の内面化）と自尊感情との間に密接な関連がある。また、自尊感情の育成には家族や地域等での人と人の繋がりが重要な役割を果たしている。この知見は少年ばかりではなく、成人や高齢者にも当てはまる。ある中年男性（独身57歳）は次のように述べている。「人とのつながりがなくなるのは、生きている孤独死みたいなものであるよね。誰にも関心を持たれない、自分は何の役割も果たしていない。生きてても死んでも一緒でしょ。存在がなくなったのと変わらないじゃないですか。だから、人とのつながりは、自分の存在の確認だと思いますね」(42)。

人とのつながりを失い自暴自棄に陥った人の心には、ごく僅かな目先の利益を思いとどまらせる要因は何一つ存在しない。「自尊は自分自身に価値があるという感覚を含んでいる。……自尊を有していなければ、行う価値があると思われるものは何もなくなるであろうし、……すべての欲求と活動は無意味で空虚になり、アパシーとシニシズムに陥る」(43)。ロールズもこう書いているのであるが、無知のヴェールに隠された「負荷なき自己」

には自尊感情を育成するコミュニティ（共同体）が欠けている。

ここから、高齢再犯者の自尊感情を高め、規範意識を覚醒させるには、人とのつながりを回復し、可能ならば、何らかの共同作業に参加させることが鍵であるように考えられる。一般論としても、高齢者（定年退職後の年金生活者）にも積極的な社会参加が可能になるような社会環境づくりが必要である。しかし、人とのつながりや協働にはよい面もあれば、悪い面もある。「われわれは対人的な社会的交渉における諸般の行為をなすことによって、あるいは正しい、あるいは不正な人間になるのである」（44）。簡単に言えば、少しでも褒められるような善いことをして、他人から感謝されたり称賛されることが自尊感情を高めて行く、ということである。

規範意識を維持し強化するためには、人と人との繋がりに注目する必要があるということとは、万引き防止の最善の方策が、店員による「挨拶」や「声かけ」であることから明らかである。設問「こうされたら万引きを断念した」に「店員の声かけ」と答えた者は、成人は約 62%、高齢者は約 65%で、成人再犯者では約 71%に達する。犯罪学者なら、店員の監視の目が万引きを未然に防止すると言うであろう。

しかし、倫理学者は違う。「いらっしやいませ」「何かお探しですか」という店員の声は、客を客として認知したということの表明であり、客の側から言えば、店員によって客として認められ、店員の注意と配慮の対象となったということである。このこと、すなわち、自分と店員との間に一つの繋がりができたという認識が、規範意識を覚醒させる。こう考えたいのである。言わば、「負荷なき自己」（unencumbered self）から「物語的自己」（narrative self）への変貌である。

警視庁「調査研究報告書」（総合的提言）で、「司法上の制裁以外で、再犯者の立直りを図るため、地域における清掃活動、環境美化活動等の社会奉仕活動に参加させることについて、モデル的な実施を行うべきである」と提言したのは、以上のような理由からである。

## むすび

さて、本稿では住み善い社会の「住み善さ」に関わる問いから始まって、ロールズ（リベラリズム）とサンデル（コミュニタリアニズム）との対立、サンデルの正義論、「割れ窓理論」の解釈、治安維持・問題解決活動を基軸とするコミュニティ・ポリシングの必要性、ゼロ・トレランス（リバタリアン）批判、高齢者による万引きの実態、規範意識と自尊感情、自尊感情育成の基盤としてのコミュニティ（人とのつながり）の重要性について論じてきた。

高齢万引き再犯者のリベラル=リバタリアン的な「放置」と「排除」ではなく、コミュニタリアン的な「共生」（犯罪者の更生の場として私たちの社会が開かれていること）こそが、私たちの追求し実現すべき道であり、またそのためには社会環境の整備と具体的施策の実施が必要である。これが本稿の結論である。

註

(1)『犯罪白書 平成 21 年版一再犯防止策の充実』法務省法務総合研究所編、平成 21 年 11 月、199-201 頁。

(2)「万引きに関する調査研究報告書」警視庁「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会（委員長 桜美林大学教授 坂井昭宏）、平成 21 年 8 月、34 頁。以下、本調査研究報告書を「警視庁調査」と略す。

この調査は「万引き被疑者調査票」に基づいて各警察署で行った万引き被疑者からの聞き取り調査であり、調査期間は平成 21 年 4 月 20 日から 6 月 30 日までである。調査対象者は調査期間中に万引き被疑者として取り調べを受けた者のうち、担当警察官が回答を調査票に記録できた被疑者等 1,050 人であり、その世代別内訳は少年 428 人、成人 418 人、高齢者 204 人であった。

(3)殺人、強盗、放火等と違って、万引きは非常に暗数の大きな犯罪である。警視庁調査では、再犯者からの証言を基に万引き事件の暗数を認知件数のほぼ 5 倍（発覚率  $0.432 \times$  通報率  $0.497 \times 100 = 21.5\%$ ）と推定した。

(4)この主題に関して、デヴリン (P. Devlin, *The Enforcement of Morals*, 1965) とハート (H. L. A. Hart, *Law, Liberty, and Morality*, 1963) の論争を端緒に長い議論の応酬がある。その詳細については、加茂直樹『社会哲学の諸問題』晃洋書房、1991 年、137-241 頁参照。また、この論争の約 20 年後の総括として、以下が注目される。「ハート教授のデヴリン卿批判は 1960 年代の正統になったが、現在ではデヴリン卿のアプローチがふたたび流行りだしているもようである」（サイモン・リー『法と道徳—その現代的展開』加茂直樹訳、世界書院、1993 年、72 頁）。ここでは、次の二点を指摘するに留める。第 1 にこの論争はリベラル派の主張するようにすでに結着済ではないということであり、第 2 に「法による道徳の強制」という消極的側面からだけでなく、サンデルが同性婚について論じたように、「法による道徳の称賛」という積極的側面から、法と道徳の関係を見直す必要があるということである。M・サンデル『公共哲学—政治における道徳を考える』鬼澤忍訳、ちくま学芸文庫、2011 年、184-216 頁 (Michael J. Sandel, *Public Philosophy: Essays on Morality in Politics*, Harvard University Press, 2005, pp.136-44) 参照。

(5)J・S・ミル『自由論』塩尻・木村共訳、岩波文庫、1971 年、151-55 頁。山田卓生『私事と自己決定』日本評論社、1987 年、333-45 頁。加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997 年、177-89 頁。

(6)J・ロールズ『正義論 改訂版』川本隆史ほか訳、紀伊國屋書店、2010 年、18 頁、182 頁。

(7)John Rawls, *Political Liberalism*, Columbia University Press, 1993, p.xviii.

(8) *Ibid.*, p.58.

(9)Ronald Dworkin, *A Matter of Principle*, Harvard University Press, 1985, p.204.

(10)筆者としては、15年ほど前にR・N・ベラーほか『心の習慣—アメリカ個人主義のゆくえ』（島菌・中村共訳、みすず書房、1991年、原著1985年）を読んで、80年代前半のアメリカ人の生き方・考え方と90年代半ばの日本人のそれとの同一性に驚くとともに、自由主義的個人主義の自己閉塞的状况を痛感せざるをえなかった。たとえば、「ライフスタイルの飛び地」（lifestyle enclave）という概念である。『心の習慣』83-88頁参照。

(11)マイケル・J・サンデル『これからの「正義」の話をしよう』鬼澤忍訳、早川書房、2010年（Michael J. Sandel, *Justice: What is Right Thing To Do?*, Farrar, Straus and Giroux, 2009）、マイケル・J・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』上下、NHK「ハーバード白熱教室」製作チーム、小林・杉田共訳、早川書房、2010年。

(12)『これからの「正義」の話をしよう』334-5頁（*Justice: What is Right Thing To Do?*, p.260-1）。

(13)同上、335頁。

(14)M・サンデル『民主制の不満』金原・小林監訳、勁草書房、2010年、98頁。

これに対して、R・ドゥワーキンは以下のように述べていた。「権利がもっともよく理解されるのは、全体としての共同体の目標を述べる政治的決定のための背景的な正当化に対する切り札としてである。もし誰かがポルノグラフィを出版する権利を持つなら、このことは公権力がこの権利を侵犯するように行動することは、何らかの理由で不正である—たとえ彼らがそうすることによって、全体としての共同体がよい状態にあると信じるとしても」（R. Dworkin, "Right as Trumps," in Waldron, J. (ed.), *Theories of Rights*, Oxford University Press, 1984, p.153）。

(15)サンデルのいうコミュニタリアニズムは、かつて存在した共同体への郷愁とは無縁である。サンデルによれば、正義を善の構想に繋ぐ一つの仕方は、正義の諸原理を「特定のコミュニティか伝統において広く支持されている価値」から導き出すことである。しかし、「一定の習慣がある特定のコミュニティの伝統によって是認されているというたんなる事実によって、それを正当であるとするのは十分ではない」（M・J・サンデル『リベラリズムと正義の限界 原著第二版』菊池理夫訳、勁草書房、2009年、vii-viii頁；Michael J. Sandel, *Liberalism and the Limits of Justice*, second edition, Cambridge University Press, 1998, p.x-xi）。

(16)G・L・ケリング & C・M・コールズ『割れ窓理論による犯罪防止』（小宮信夫監訳、文化書房博文社、2004年、96頁（George L. Kelling, Catherine M. Coles, *Fixing Broken Windows: Restoring Order and Reducing Crime in Our Communities*, Martin Kesler Books, 1996, p.83）。「ジョンソン大統領の犯罪対策委員会が警察活動の改革モデルを最も強力に承認した。……委員会は、第1に警察が法執行機関であることを承認し、第2に警察、検察、裁判所、保護観察、仮出所、刑務所など関係各機関の集合体が「刑事司法システム」（criminal justice system）を形成し、その前工程に警察が位置するという考え方を採用した」（G・L・ケリング、C・M・コールズ、同前、95-6頁；*Ibid.*, p.83）。

- (17)同前、145 頁；*Ibid.*, p.126 原著も邦訳もこの告訴の日付を 1990 年 11 月 28 日としているが、文脈から 1989 年 11 月 28 日であろうと推測される。
- (18)同前、150 頁；*Ibid.*, p.130-1.
- (19)同前、180 頁；*Ibid.*, p.158-9.
- (20)わが国の警察では、たとえば、昨年暮れの警察庁通達「非行少年に対する訪問支援」（平成 22 年 12 月 16 日）が、これに該当するように思われる。（産経新聞 2010 年 12 月 16 日）
- (21)G・L・ケリング、C・M・コールズ、同前、185-6 頁；*Ibid.*, p.163-4.
- (22)マイケル・J・サンデル『ハーバード白熱教室講義録』下、211 頁。
- (23)J・ラズ『自由と権利』森際康友編、長谷川晃訳、勁草書房、1996 年、86 頁；Joseph Raz, *Ethics in the Public Domain: Essays in the Morality of Law and Politics*(revised edition), Oxford University Press, 1994, p.35.
- (24)少年法の改正については、大越義久『現代の犯罪と刑罰』放送大学教育振興会、2009 年、210-18 頁参照。また、近年のわが国における厳罰主義の跋扈に関しては、浜井浩一編『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』現代人文社、2009 年、90-127 頁参照。
- (25)ジョック・ヤング『排除型社会』（青木・伊藤・岸・村澤共訳、洛北出版、2007 年(原著 1999 年)、316 頁。
- (26)G・L・ケリング & C・M・コールズ、同前、ix 頁。
- (27)ロイック・ヴァカン『貧困という監獄—グローバル化と刑罰国家の到来』森・菊池共訳、新曜社、2008 年[原著 1999 年]、13、15 頁。「サンディエゴ市もやはり「コミュニティ・ポリシング」を実施しているが、同市の犯罪率の推移をニューヨーク市と比べると、ブラットンの転向が成功したとは言えない。1993 年から 1996 年の間にサンディエゴでは、警察官をたった 6%増員しただけで、ニューヨークと同じだけ犯罪率が低下した」（同、16-7 頁）。
- (28)ジョック・ヤング、前掲書、336-7 頁。
- (29)万引き防止対策の基本として、北海道警察本部との共同研究においても、警視庁での調査研究においても、私は万引き事案の「全件届け出」（各店舗における万引き被害についてその全件を警察に届け出ること）を提言してきた。この提言について、ゼロ・トレランスという観点から賛成する人もいるようであるが、これは誤解である。というのは、「全件届け出」の目的は、「万引きは犯罪であり、絶対にやってはいけないことである」ということを社会の共通の認識とするとともに、万引きの実態を究明して適切な抑止対策を立案することにある。けっして厳罰によって万引きを押し込めようとするものではない。実際、2 度や 3 度万引きで検挙・補導されたからと言って、すぐに懲役刑を課されることはない。その具体例は、拙稿「なぜ倫理学者が犯罪抑止対策にかかわるか」（盛永審一郎編「生命倫理研究資料集Ⅳ—生命・環境倫理における「尊厳」・「価値」・「権利」に関する思想史的・規範的研究」、平成 22 年 3 月、21 頁）参照。また、微罪処分と起訴猶予の

歴史的経緯と現状について、吉岡一男『アメリカ犯罪学と刑事政策』成文堂、2008年、165-8頁参照。

(30)リバタリアンの刑罰論に関しては、ランディ・E・バーネット『自由の構造』島津・森村共訳、木鐸社、2000年、253-74頁参照。

(31)J・ラズ、前掲書、250頁。

(32)以下のデータは、基本的に警視庁「万引きに関する調査研究報告書」（平成21年8月26日）と広報資料（平成23年2月15日）による。

(33)J・ヤングの言う「相対的剥奪感」（relative deprivation）は、「相対的貧困」という概念よりもいっそう魅力的に見えるが、ここでこれ以上論及することができない（『排除型社会』34-48頁、123-6頁参照）。

(34)村松聡「今の道徳教育に欠けているもの」、加藤・草原共編『「徳」の教育論』芙蓉書房出版、2009年、78頁。

(35)児玉・島内「自分を大切にするとはいどういうことか」、前掲書、105頁。

(36)この報告書のデータの出所は、日本青少年研究所「中学生の生活意識に関する調査」（2002年11月）である。

(37)岡部享市「万引きの問題を抱えた少年の立ち直りの実際」（配付資料、7-8頁）。「中学生の規範意識及び携帯電話利用に係る調査結果について」警視庁生活安全部少年育成課、平成22年4月、4-11頁参照。

(38)その理由の一端は、法務省が適切な情報公開を怠っていることにあるように思われる。『犯罪白書平成20年版』（51頁）には、平成19年の簡易裁判所における窃盗犯の罰金言い渡し人員は、通常の公判手続きによる者412人、略式手続きによる者5,729人（計6,141人）となっている。これが万引きによって高額罰金刑の判決を受けた人数なのであろう。

(39)『平成20年版 犯罪白書』212頁。

(40)『平成19年版 犯罪白書』222頁。

(41)アンジェラ・ディヴィス『監獄ビジネス—グローバリズムと産獄複合体』上杉忍訳、岩波書店、2008年参照。

(42)『無縁社会』（NHK「無縁社会プロジェクト」編著、文藝春秋、2010年、138頁。

(43)J・ロールズ『正義論』前掲、578頁。橋本健二『階級社会—現代日本社会の格差を問う』講談社、2006年、195-6頁参照。

(44)アリストテレス『ニコマコス倫理学 上』高田三郎訳、岩波文庫、昭和46年、57頁。

## 付記

本稿の最初の草稿は、総務省人事・恩給局主催「平成22年度官民交流セミナー（第2回）超高齢社会の問題点」（IPC生産性国際交流センター、平成23年2月25日）において、「万引き高齢再犯者への対応—排除か共生か」として発表された。また、今回も本紀要の査読担当者から有益なコメントを得た。